

自転車新文化普及事業委託仕様書

1 事業目的

自転車を普段の移動手段として活用するだけでなく、「健康づくり」、「生きがいづくり」、「友情づくり」に繋がる、自転車を通じたライフスタイルを提案していくことにより、より多くの県民へ自転車利用の裾野拡大を図り、もって自転車新文化の普及に資することを目的とする。

2 事業期間

契約の日から平成31年3月末まで

3 事業費

金 38,304,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

4 委託業務

(1) 業務詳細

下記①～⑦等の内容による自転車新文化の情報発信及び普及に必要な一切の業務を行うこと。
なお、本委託で実施する各事業で得た情報を活用するとともに、各事業に目標値を設定するなど、各事業を戦略的に組み合わせた一貫性のある取り組みとする。（例：情報誌を見た方が、サイクリングに興味を持ち、情報収集のためホームページに訪れ、ホームページ上で募集しているイベントに申し込むことで、サイクリング体験を行うことができる。など）

①ホームページ・SNS等による自転車新文化の発信

自転車に乗る楽しさを広く県民に普及するため、ホームページ及びSNS（ホームページと連動するもの）を本県が立ち上げているところであり、平成30年度も引き続きホームページ及びSNSの記事更新、運営を行うこと。

なお、ホームページの作成・運用にあたっては、別紙「自転車新文化普及事業に係るホームページ等システム管理基準」及び県ホームページに公開の「愛媛県個人情報保護条例」に基づく個人情報の管理等を順守するとともに、掲載内容は、次のことを満たすこと。

また、SNSの運用にあたっては、県規程の「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づく運用とする。

ア ポータルサイトによる情報発信

（主な対象：県民全体）

（ア）掲載項目

本事業で実施する自転車新文化の普及に関する事業を紹介するほか、県等が取り組んでいる事業等について掲載する。

【掲載想定事業】

- ・高齢者層のためのスポーツサイクル体験会
- ・自転車通勤の紹介
- ・サイクルオアシスやレンタサイクル等、サイクリスト受け入れ環境の紹介
- ・サイクリングコース（愛媛マルゴト自転車道）の整備及びコースの紹介
- ・しまなみ海道国際サイクリングの大会の開催
- ・台湾「日月潭」と瀬戸内しまなみ海道との姉妹自転車道協定

- ・自転車安全利用促進条例の普及・啓発など、自転車安全利用に関する情報
- ・サイクリングアイランド四国（四国一周サイクリング）への取り組みの紹介
- ・愛媛県自転車新文化推進基金の紹介
- ・愛媛県自転車新文化推進協会の紹介（パートナー企業（協会会員）に対する特典としての紹介） など

(イ) 各種ページのデザイン・操作性

必要に応じた情報の取得が容易なデザイン・構成とし、操作性の優れたものとする。

(ウ) 利用状況把握

各情報へのアクセス状況などの利用状況を把握する。

イ SNSによる情報発信

(主な対象：20歳代～40歳代の女性層)

後述の女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズEHIME」の活動状況に係るページを運営する。

- ・現在FaceBook及びinstagramに「ノッてる！ガールズEHIME」公式ページを作成し、女性ユニットメンバーからの投稿記事の内容確認や編集等を実施している。

②女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズEHIME」の運営

(主な対象：20歳代～40歳代の女性層)

現在結成している女性サイクルユニットを運営し、活動状況を情報発信することで、自転車新文化普及の気運醸成を行う。

なお、メンバーは20名（現在18名）程度とし、本人の活動を支援するとともに、メンバー同士のサイクリングの実施など、メンバー同士が交流することができる機会を年3回以上設定すること。

また、ユニットの活動支援については、以下の事項を必須とする。

ア 公式SNSへの投稿支援

イ メンバーの活動意欲向上のためのコーディネーター（相談者）の設置及びスキルアップ研修会の実施

ウ 名刺など、本人がPR活動するための素材の作成及び支給

エ 大会参加費用、移動費用、出演メンバーへの謝礼

オ オリジナルユニフォームの支給（3年間活動してきたメンバー（8名）及び新規2名のユニフォームについては、更新を必須とする。）

※ユニフォームの内容（夏用半袖、スカート及び冬用サーモジャケット）

③自転車魅力情報発信誌の発行

(主な対象：20歳代～40歳代の女性層のうち、自転車に関心の低い層)

アクティブな女性や、健康・美容に関心の高い女性を対象として、自転車を様々な角度から捉えて、自転車のある生活の楽しみ方を提案する情報発信誌を発行し、自転車新文化の情報発信及び普及を行う。

○雑誌の仕様：

- ・内 容：自転車そのものに興味が無い人にも手に取ってもらえるよう、デザイン性の高い構成、記事とする。
- ・配布形態：フリーペーパー形式

- ・発行時期：9月下旬及び3月下旬
- ・発行部数：それぞれ4万部を関係各所に配布

④サイクリングカルチャースクールの開催

(主な対象：20歳代～40歳代の女性層のうち、活動的な方や健康美容に関心の高い層)

自転車を絡めたカルチャースクールを県内3か所で各1回以上、年3回以上開催し、自転車がある生活を提案する。

⑤女性向けサイクリングイベントの開催

(主な対象：20歳代～40歳代の女性層のうち、サイクリングを体験したことが無い層)

ホームページや雑誌等で自転車の魅力の情報発信を行うことで、これらの情報を得た女性がサイクリングを始めるには、実際に体験できる機会が必要であることから、サイクリング未経験の女性を対象としたサイクリングイベントを、女性サイクリングユニットの運営と連動させながら、県内3か所で各1回以上、年3回以上開催する。

なお、サイクリング以外のイベントと組み合わせた内容も可能とする。

⑥子ども向け自転車教室、親子3世代参加型サイクリングの開催

(主な対象：幼稚園～小学生及びその保護者)

子どものころから自転車の操作技術や正しい交通安全・マナーなどの知識の向上を図ることで、「自転車に乗ることが楽しい」という感情を子どもたちに喚起させるとともに、「歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有する」というシェア・ザ・ロードの精神を啓発し、将来の優良ドライバーやサイクリストを生み出し、サイクリングとしての自転車利用を広めるため、子ども向け自転車教室を開催(年8回以上)するとともに、本教室に参加した子どもとその保護者(親、祖父母等)が参加するサイクリングイベントを1回以上開催すること。

⑦「愛媛サイクリングの日」実施事業

(主な対象：県民全体)

自転車新文化の裾野拡大を目的とする、「愛媛サイクリングの日」の認知度を向上させ、広く県民に定着させるため、協会及び市町が実施する愛媛サイクリングの日関連イベントの広報など参加促進に必要な一切の業務を実施する。

ア 愛媛サイクリングの日のPR、情報発信及び認知度向上に向けた取り組み

各種メディアを活用し、愛媛サイクリングの日開催イベントの情報発信を実施するとともに、本事業における各種取り組み(上記①～⑥)を連動させた、一体的な認知度向上への取り組みを実施すること。

なお、実施にあたっては市町との連絡窓口を設けること。

(ア) 愛媛サイクリングの日当日(平成30年11月11日)の盛り上がりが最高潮となるための取り組みを実施すること。(例：後述の愛媛サイクリングの日当日協会主催イベントを実施するにあたり、上記④～⑥のイベントを開催する際に、愛媛サイクリングの日協会主催イベントが想起できる出し物の実施や、気運醸成のためのブームアップイベントの実施等)

(イ) 活用するメディアは、テレビ・ラジオ・新聞・WEB等を想定している。

(ウ) チラシ、ポスター等を作成し、関係各所へ配布すること。

(エ) 県や県内各市町等が実施する自転車関連イベントを周知するためのホームページを制作、運営すること。

イ 啓発グッズの作製、配布

愛媛サイクリングの日関連イベントへの参加促進及びイベント参加者人数の把握のため、参加者へ配布する記念品（20,000個以上）を作製し、関係各所へ配布する。

ウ 愛媛サイクリングの日当日における協会主催イベントの実施

（主な対象：ファミリー層）

愛媛サイクリングの日関連イベントの一環として、普段自転車に親しみのない方でも楽しめる自転車関連イベントを実施する。

(ア) 実施内容

・開催日 平成30年11月11日（日）（予定）

・実施詳細

I 子どもが参加できるサイクリングイベント（例：子ども向け自転車教室）を開催するとともに、その保護者がスポーツ自転車を体験できる用意をすること（例：スポーツ自転車試乗会）

また、軽快車や子ども用自転車を遊び感覚で活用するイベントや、自転車を用いたパフォーマンスショーの開催など、直接自転車に乗らない方も楽しめるものを実施すること。

II イベント参加想定ターゲットすべてが楽しめる飲食・物販ブースを設けること。

注1 自転車関係のブースに偏らないよう調整すること

注2 アルコール飲料の提供ブースは一切認めない

(イ) 集客目標

2,000人を目標とする。

○その他

参加者の満足度をより高めるため、イベント参加料・ブース出店料は徴収することは可能とするが、収支計画額及び実績額を明らかにすること。

(2) 想定費用（※）

①ホームページ・SNS等による自転車新文化の発信：4,699千円

②女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズEHIME」の運営：4,968千円

③自転車魅力情報発信誌の発行：3,672千円

④サイクリングカルチャースクールの開催：3,240千円

⑤女性向けサイクリングイベントの開催：4,644千円

⑥子ども向け自転車教室、親子3世代参加型サイクリングの開催：7,506千円

⑦「愛媛サイクリングの日」実施事業：9,575千円

合計：38,304千円

※上記①～⑦の間における金額の調整は可能。

(3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書（様式任意）を提出すること。

同報告書には、自転車新文化普及事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局：愛媛県企画振興部総合政策課自転車新文化推進室)

5 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、愛媛県自転車新文化推進協会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、愛媛県自転車新文化推進協会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県自転車新文化推進協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

6 その他留意事項

(1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県自転車新文化推進協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。

(2) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。

(3) ホームページ及びSNS等の作成にあたっては、愛媛県自転車新文化推進協会と十分協議の上、作業を進めることとする。

(4) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県自転車新文化推進協会と協議のうえ処理するものとする。